



NOV. 2010  
©Kyoto City

vol. 26



53.0  
パープルリボン

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」  
(DV防止法)の概要



1] 法律の対象(配偶者からの暴力)

- 「暴力」には、身体に対する暴力だけでなく、心身に有害な影響を及ぼす言動も含まれます。
- 夫婦に限らず、同居などで事実上の婚姻関係にある男女も対象です。
- 国籍や在留資格を問わず外国人にも適用されます。

2] 被害者の保護

被害者からの申し立てにより、裁判所が加害者に対し保護命令(接近禁止命令、退去命令など)を発令します。

- 接近禁止命令(加害者が被害者の身边につきまとうことなどを6箇月間禁止)
- 退去命令(加害者には2箇月間、住居からの退去を命令)
- 保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

3] 発見者による通報

被害者を発見した人は、配偶者暴力相談支援センターや警察官に通報するよう努めなければなりません。

4] 配偶者暴力相談支援センター

都道府県が配偶者暴力相談支援センターを設置し、相談や自立支援に向けた様々な情報提供などの援助、被害者の一時保護を行っています。

被害者は法律によって保護されます。安心して、ご相談ください。

ウイングス京都相談室のご案内

- 開室時間 平日:11:00~18:30 \*受付は閉室の  
火曜日:11:00~20:00 30分前まで
- 休室日 水曜日・日曜日・祝日・年末年始

- 女性のさまざまな悩みに関する電話相談・面接相談(予約制)  
専用電話 075-212-7830
- 女性への暴力相談(予約制)

その他、法律相談や、働く女性のこころの健康相談、  
男性相談を行っています。

ウイングス京都MAP



京都市文化市民局  
共同参画社会推進部男女共同参画推進課  
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488  
Tel.075-222-3091 Fax.075-222-3223  
[http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0\\_1.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/soshiki/6-1-2-0-0_1.html)

財団法人京都市女性協会 企画・編集  
〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262  
Tel.075-212-7490 Fax.075-212-7460  
<http://wings-kyoto.jp>

2010年11月京都市文化市民局男女共同参画推進課発行 京都市印刷物第224447号



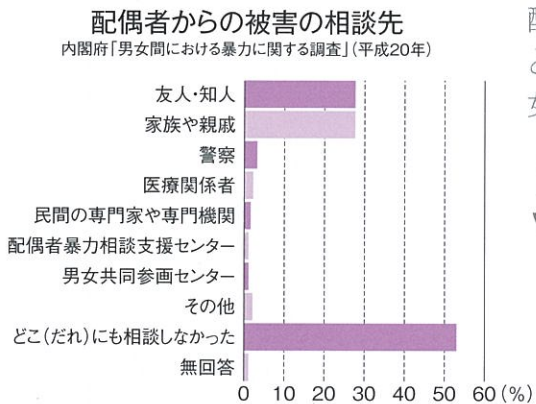


# パープルリボン



配偶者からの被害を受けた際に、  
どこ(だれ)にも相談しなかった  
女性の割合

## 53.0%



最近、いろいろな色のリボンのマークを見かけるようになりました。エイズ患者への理解と支援をするための「レッドリボン」や、乳がんの検診・早期発見を目指す「ピンクリボン」などが有名ですが、「パープルリボン」は何のマークかご存知ですか？

「パープルリボン」は、子どもや暴力の被害者にとってより世界を安全なものとすることを目的として、1994年、アメリカで、近親姦やレイプのサバイバー<sup>※</sup>によって生まれたものです。現在、40箇国以上の国際的なネットワークに発展し、「女性に対する暴力根絶運動」のシンボルとして使われています。「パープルリボン」を広めることで、女性に

対する暴力を許さない社会を目指す活動を広げることができるようになります。

内閣府の調査によると、33・2%の女性が、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む)から身体的暴力、心理的暴力、性的強要のうち、少なくともひとつの被害を経験しています。

しかし、過去5年以内に被害を受けた女性のうち、53・0%の女性が「誰にも相談しなかった」と答えています。また、相談する相手は、ほとんどが家族や親戚、友人・知人です。つまり、身近な人が気づいたが、相談相手となったりすることが、防止や解決のためには重要なことです。

ただ、支援者となるはずの身近な

人が、DVに対する偏見を持っている、誤った認識を持っている、その言動によって被害者が更なる傷を負う「二次被害」が発生することがあります。

一人ひとりが、「暴力は許さない」という意識と、正しい認識を持ち、行動することができれば、暴力を減らすことができるのではないのでしょうか？その意思表示の手段のひとつが、「パープルリボン」なのです。



※事故や事件、災害などに遭いながら  
生きのびた人